

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年6月5日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令案について、令和8年4月27日（月）から同年5月27日（水）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	特定健康診査に相当する診査の結果の送付について、インターネットで送信してはいけないのか。選択肢に含めてはどうか。	本省令案においては、光ディスクを送付する方法の他、その他適切な方法により行うものとするとしておりますので、インターネットを通じた送信も可能です。
2	反対。もし情報が漏れたら、取り戻せないから。	本省令案は、加入者等から保険者に対して特定健康診査の結果を送付する方法について、光ディスクを送付する方法その他の適切な方法で行うこととしたものになります。そのため、送付元である加入者等や送付先である保険者以外の第三者に情報が漏洩することは想定されませんが、保険者における授受については、個人情報保

		護法等に基づき必要かつ適切な措置を講じていただくものと考えております。
--	--	-------------------------------------

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。